

6 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、医療・商業といった都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

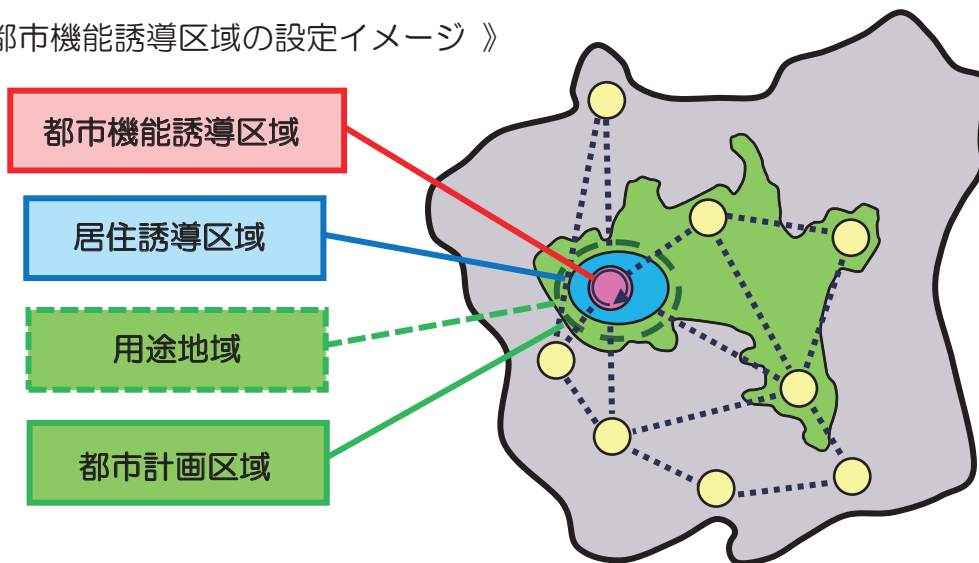
区域の設定に当たっては、居住誘導区域内において、都市機能が一定程度充実している区域、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。

《 望ましい区域像 》

各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態に照らし、地域としての一体性を有している地域

出典：立地適正化計画の手引き

《 都市機能誘導区域の設定イメージ 》



(2) 都市機能誘導区域の設定

登米市都市計画マスタープランの将来都市構造において「中心拠点」と位置づける佐沼地区周辺の用途地域内へ、都市機能誘導区域を設定します。

区域の規模は、基幹的な公共交通であるバスターミナルを中心とした徒歩圏半径 500mを一つの基準とし、都市機能の集積状況や土地利用状況、関連計画における施設整備の方針などを考慮して設定します。

また、防災上の観点から、災害時に甚大な被害が想定される区域は含めません。

《 都市機能誘導区域の設定の流れ 》

① 中心拠点の位置

- ・ 将来都市構造に示す佐沼地区周辺の用途地域内

② 区域の規模

- ・ 基幹的な公共交通であるバスターミナルを中心とした徒歩圏半径 500m

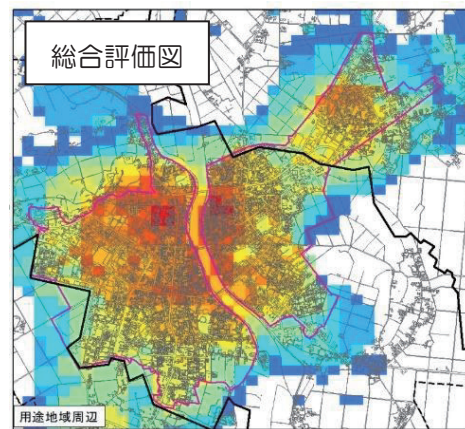
③ 都市機能集積状況、土地利用状況

- ・ 行政、医療、商業施設等都市機能の施設立地状況
- ・ 用途地域の土地利用規制状況、区画整理事業区域

④ 防災指針

- ・ 災害ハザード、浸水想定区域の整理

⑤ 都市機能誘導区域の設定



■ 都市機能誘導区域 【面積：65.5ha】

凡例

- 都市機能誘導区域 (Red hatched area)
- 居住誘導区域 (Blue outline area)

